

消 防 情 第 5 8 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

各都道府県消防防災主幹部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長

火災報告取扱要領の一部改正について（通知）

標記について、平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号「火災報告取扱要領の全部改正について」に基づき報告を求めているところですが、下記のとおり改正し、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、各都道府県消防防災主幹部長におかれましては、貴都道府県内の指定都市以外の市町村を管轄する消防本部（東京消防庁を除く）に対しこの旨周知されるようお願い致します。

記

- 1 改正内容
第 1 総則に、別紙 1「震災時における火災件数等の取扱い」を追加すること。
- 2 実施時期
平成 2 5 年 4 月 1 日
- 3 参 考
別紙 2「解説」を添付する。

消防庁防災情報室 矢部係長 河田事務官
〒100-8927
東京都千代田区霞が関 2-1-2
TEL: 03-5253-7526
FAX: 03-5253-7536

新旧対照表

| 新（改正後） | 旧（改正前） |
|---|---------------------------|
| 第 1 総則 8 震災時における火災件数等の取扱い 9 火災報告の報告要領 | 第 1 総則 8 火災報告の報告要領 |

震災時における火災件数等の取扱い

1 震災時における火災件数の決定

- (1) 同一の消防対象物において、同一の震災により、同時期に発生した火災は1件とする。
- (2) 1又は複数の火のついた消防対象物が津波等により移動し、延焼拡大した一連の火災は、全体を捉えて1件とする。(津波等により消防対象物が移動した後に、1又は複数の火災が発生し、延焼拡大した一連の火災も同様とする。)

2 火災の焼損範囲等の取り扱い

震災に伴い発生した複数の火災(出火点が特定ができるもの)で、一連の広域的な焼損を生じた場合においては、それぞれの火災の焼損面積は、街区又は道路等により便宜的に区分して評価するものとする。

3 火災種別等の取り扱い

- (1) 建物については、当該消防対象物がもともと存した場所で焼損している場合(津波等により消防対象物が移動した場合を除く)、倒壊後に出火したか、出火後に倒壊したかに関わらず、「建物火災」とする。車両、船舶、航空機についても同様とする。
- (2) 津波等により移動した消防対象物の火災の種別は、「その他の火災」とする。

4 火災による死者の取り扱い

- (1) 火災現場(津波火災を除く)から発見された焼死体については、その死因が特定できない場合(火災に直接起因するものか、建物の倒壊等によるものかが判明しない場合)、火災による死者として計上する。
- (2) 津波火災の現場において発見された焼死体については、その死因が特定できない場合、火災による死者として計上しない。

【解説】

1（1）について

ア 同一の消防対象物において、出火点が複数ある場合は、通常複数の火災となる。

しかし、震災時に同一の震災に起因する火災は1件の火災とする。

例えば、同一の消防対象物（防火対象物）で、台所と寝室からそれぞれ出火した場合は、通常複数の火災となるが、震災時に同一の震災に起因して台所と寝室からそれぞれ出火した場合は、1件の火災とする。

また、震災時に同一の消防対象物で、出火点が2箇所以上あっても、原因が同一の震災に基づく火災であるものについては、同一の消防対象物である限り、1つの出火点とみなす。この場合の出火点は、焼損程度の大なる方による。

また、焼損程度の大なる方が不明である場合は、発見状況、出火時分の早い方（推定）、その他の諸条件を勘案して出火点を決める。

イ 複数の消防対象物において、複数の箇所から出火した場合、出火点のある消防対象物の数が火災件数となる。以下の例示に従い、判断することとする。

・ 2つの建物のそれぞれ複数箇所から火災が発生し、火災が合流した。この場合、2件の火災とする。

・ 1つの建物の複数箇所から火災が発生し、隣の建物に延焼した。この場合、1件の火災とする。

ウ 震災時に広範囲に渡り焼損した火災において、出火点が単独なのか複数なのかが不明な場合は1件の火災とする。

例えば、津波火災が発生し、出火箇所が不明である場合は、1件の火災とする。

火災の件数の計上については、焼けの方向性及び関係者等からの情報などから総合的に検討し、判明した出火点の数で決定する。

1（2）について

震災時に火の着いた消防対象物が津波等により移動し、さらに火災が発生した場合は、同一の火災、すなわち延焼火災とする。

例えば、1つの建物から火災が発生し、津波によりその建物が流され、他の消防対象物に延焼した場合は、1件の火災とする。

なお、津波等とは、地震による地滑り、崖崩れ等を含む。

2について

通常、複数の火災が合流した場合の焼損範囲については、焼損程度、発見状況、出火時分の早

い方（推定）、その他の諸条件を勘案して、明確に区分する。

しかし、震災時は個々の火災の焼損範囲が明確に区分できないことが多くあり、その場合は、街区又は道路等により分けを行うこととする。

3（1）について

火災種別については、焼損した物により火災の種別を区分したものである。

しかし、震災時には建物が倒壊することが多くあり、建物が焼損したのか、既に倒壊し建物でなかった物が焼損したのかを判断することが極めて困難である場合が多い。

そのため、以下の例示に従い、判断することとする。

- ・ 出火時、地震により建物が倒壊し、建物としての機能がなくなった。その後、出火したものは建物火災とする。

- ・ 出火点を見分すると、建物が焼損により倒壊したものか、地震により倒壊したものか判明しない。この場合は、建物火災とする。

また、車両においても地震により損壊し、既に車両としての機能を有していないものから出火した場合、車両火災とする。

3（2）について

津波等により移動した消防対象物の火災は、火災発生前の消防対象物の状況、延焼状況等把握することが、極めて困難であるため、「その他の火災」として計上する。

なお、その他の火災の場合、通常の火災報告取扱要領では、焼損面積を報告する項目がない。このため津波火災については、当該火災の焼損範囲を把握するために、焼け跡及び関係者の情報などから判断し焼損範囲の面積を別途報告することとする。

4（1）について

火災による死者及び負傷者は、火災に直接起因して死亡したもの又は負傷したものを計上する。

しかし、震災時の焼死体については、建物の倒壊や収容物の転倒等により圧死したものか、又は火災に直接起因して死亡したものかを判断することは困難である。このため、火災現場から発見され死因が判明しない焼死体については、火災による死者として取り扱う。

また通常の火災では、火災現場において消防隊が焼死体を発見する場合、消火活動中又は鎮火後48時間以内に発見することが大半である。この場合、火災により負傷した後48時間以内に死亡したものは死者として取扱い、火災により負傷した後48時間を経過して30日以内に死亡したものは、30日死者として取り扱う。

しかし、震災時は火災現場が広範囲にわたることから、鎮火後48時間以内に火災現場の全てを検索することは困難となる。このため、鎮火後48時間以降に発見された焼死体については、鎮火時既に死亡していたものか、火災により負傷した後48時間以内に死亡したも

のか又は火災により負傷した後48時間を経過して死亡したものを判断することが極めて困難であるため、死亡時刻が判明しないものについては、死者の区分を死者として取り扱うこととする。

4(2)について

津波火災による死者については、直接火災により死亡したものが津波により死亡したものが判明しない場合は、津波による被害と火災による被害との時間的関係を考慮すると、津波の被害による受傷が早期であると考えられるため、この場合火災による死者としては計上しないこととする。

5 津波火災について

津波火災とは、津波に直接起因して発生し、又は延焼拡大する火災をいう。

津波火災とは、津波に直接起因する火災であって、以下のいずれかに当てはまるものをいう。

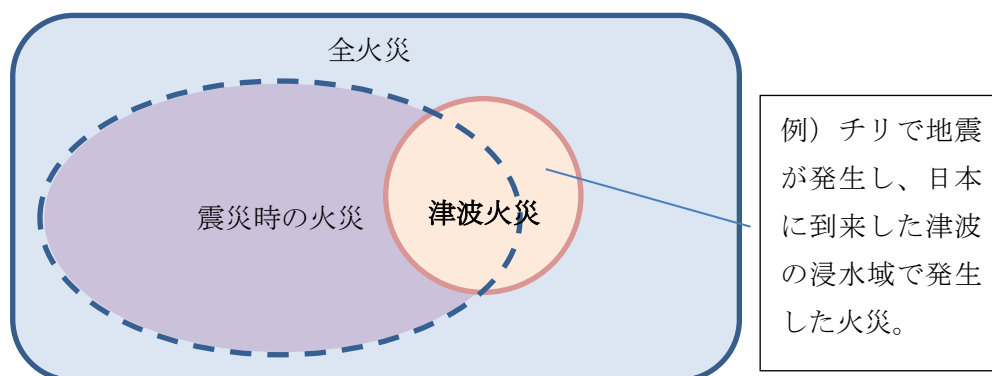
- ①津波が到達した海域又は津波による浸水域で発生した火災
- ②火のついた消防対象物が津波により移動することによって延焼拡大するもの
- ③津波により流出又は漏洩した危険物に着火し延焼拡大するもの

津波火災は、津波により消防対象物が移動するという特徴がある。このため、焼損した消防対象物が津波発生前に存在した場所又は津波発生前の消防対象物の状況等を焼け跡から判断することは困難である。

また通常の火災では、消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。(消防法第31条)しかし、津波火災は、消防隊の現場到着が津波により遅延し、消火活動の開始が遅れる可能性が高く、火災の原因等の調査に支障をきたす。

これらのことから、津波火災は、火災発生時の消防対象物の状況、延焼状況等を把握することが困難であり、火災調査において極めて特異な事例である。

【津波火災のイメージ図】



東日本大震災では、地震及び津波に起因する多数の火災が発生し、従来の火災報告取扱要領では想定されていない事案が多数浮き彫りとなった。震災時における火災報告に関する事項の統一は、火災調査業務の円滑化とより正確なデータの収集の観点から重要である。

この震災時における火災件数等の取扱いは、あくまで震災発生時における事案を想定し作成したものである。ただし、今後起こりうる津波火災及び大規模地震に起因する火災についても、当該取扱い要領を参考に報告することとする。